

平成 26 年度からの継続分
調査対象とならなかった事例（全文）

～ 目 次 ～

- (1) 老朽家屋に関する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

※ 個人情報の観点から、一部の文言や図などは公表していません。

(1) 老朽家屋に関する対応

【オンブズマンの判断】

熊本市オンブズマン条例第15条第5号では、「前各号に掲げるもののほか、調査が相当でないと認められるとき。」には、当該苦情申立てはオンブズマンの調査対象外とされています。

あなたが申し立てられた平成26年度第55号の苦情については、平成27年2月12日に申し立てられてから、現在に至るまで、その苦情申立ての趣旨を特定する作業を行ってきましたが、いまだその趣旨を特定するには至っておりません。

このように苦情申立ての趣旨が特定できない場合は、オンブズマンが調査を行うことができませんので、本件苦情申立ては、上記の「調査が相当でないと認められるとき」に該当し、オンブズマンの調査の対象外となります。